

終 身 建 物 賃 貸 借 事 業 改 善 命 令 書

年 月 日

様

堺 市 長

印

年 月 日付け 第 号をもって認可した賃貸住宅について、適切な管理を行っていないと認められますので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 6 8 条の規定により、次のとおりその改善に必要な措置を採ることを命じます。

認 可 住 宅 の 位 置	
改 善 に 必 要 な 措 置 の 内 容	
措置を講ずべき期限	
提出すべき改善のため に講じた措置の報告に 必 要 な 期 間	

（教示）

- 1 この決定に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内の間（この決定があった日から 1 年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内の間（当該決定があった日から 1 年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。